

○寒川町地域福祉計画推進会議設置要綱

平成23年4月1日

改正

平成25年4月1日

平成27年4月1日

平成29年4月1日

平成29年11月6日

令和3年3月31日

寒川町地域福祉計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項に基づいた寒川町地域福祉計画の推進を図るため、寒川町地域福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項に関し、町長に対して必要な助言、提言等を行うものとする。

(1) 寒川町地域福祉計画の策定及び推進に関すること。

(2) その他推進会議の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 公募の町民 2人

(2) 学識経験を有する者 1人

(3) 茅ヶ崎医師会の代表 1人

(4) 茅ヶ崎歯科医師会の代表 1人

(5) 寒川町自治会長連絡協議会の代表 1人

(6) 寒川町民生委員児童委員協議会の代表 1人

(7) 寒川町社会福祉協議会の代表 3人

(8) 町内の福祉関係団体等の代表 6人

(9) 神奈川県社会福祉協議会の代表 1人

(10) 神奈川県平塚保健福祉事務所職員 1人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。（前条第2項第1号に該当する委員の再任については、寒川町審議会等の委員の公募に関する規則（平成19年寒川町規則第1号）第4条第3号の規定によるものとする。）

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選とし、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、推進会議の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(結果報告)

第8条 推進会議は、必要があると認めるときは、町長に対し会議の結果を報告することができる。

(議事録)

第9条 推進会議の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

(秘密の保持)

第10条 推進会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 推進会議の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月6日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。